

観光業等顧客拡大促進事業補助金申請要領

1 趣旨

地域経済の活性化を図るため、地域資源や地域性を活かした新たな取り組みに対して、その費用の一部を補助するものです。

2 補助対象団体等

次の条件を全て満たす団体等

- (1) 市内に主たる活動拠点または事務所を有する団体・事業者
- (2) 以下のいずれかの業種に該当もしくは類する者
 - ア 観光業
 - イ 道路旅客運送業
 - ウ 宿泊業
 - エ 飲食業
 - オ 飲食料品小売業
 - カ サービス業
 - キ 食料品製造業
 - ク 農業

※宗教活動や政治活動、暴力団活動を行う団体は補助の対象になりません。

3 補助対象事業

地域経済の活性化および顧客拡大を図るために実施する次の事業

- (1) 誘客事業（ガイドブック（冊子・電子）などの作成）
- (2) 販路拡大事業（商談会を除く催事等への出展）
- (3) プロモーション事業（SNSやHP等を活用した観光や特産品の情報発信）
- (4) 新商品開発事業（地場産品を活用した新たなグルメやお土産品、ふるさと納税返礼品候補となる新商品等の開発）

※過年度と実質的に同一と認められる内容の申請は対象外とします。

4 補助率及び補助上限額

補助率： 補助対象経費の2分の1（千円未満切り捨て）

補助上限額： 1団体・事業者につき100万円

5 補助の対象となる経費

- (1) 報償費（デザイン作成者や催事臨時スタッフへの謝金等）
- (2) 旅費（報償を支払った方の移動や催事出展の際の公共交通機関利用費等）
- (3) 需用費（ガイドブックの印刷に係る費用等）
- (4) 役務費（商品発送に係る費用、広告掲載費用等）
- (5) 委託料（デザイン委託費等）
- (6) 使用料・賃借料（什器のリース代、サイト利用料等）
- (7) 負担金（催事への参加負担金等）

6 手続き方法

- (1) 補助金応募

① 応募書類

- ア 補助金申込書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第2号）
- ウ 収支予算書（様式第3号）
- エ 団体等の概要が分かる資料（定款や規約、名簿等）
- オ その他事業の内容が分かる資料

※事業の実施及びその内容等について、団体内で合意を得た上で申請の手続を行ってください。

② 応募方法

応募に必要な書類（上記ア～オ）を薩摩川内市役所観光物産課まで郵送又はご持参ください。

提出先については、下記「お問合せ及び提出先」をご確認ください。

③ 応募期間

令和8年6月30日（火）まで（当日消印有効）

(2) **補助金交付申請**

審査により応募事業が採択された団体等は次の書類を提出してください。

- ① 補助金等交付申請書（様式第4号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 収支予算書（様式第3号）
- ④ その他市長が認める書類

7 応募から補助金支払いまでの流れ

応募 ⇒ 審査 ⇒ 結果通知 ⇒ 交付申請 ⇒ 交付決定 ⇒ 事業の実施 ⇒
実績報告 ⇒ 補助金請求 ⇒ 補助金支払い
（※概算払いを希望の場合はご相談ください）

8 広報物等への市補助金名の表示について

実施する事業の周知に係る広報物（ポスター、チラシ、パンフレット等）やホームページ等には「観光業等顧客拡大促進事業補助金活用事業」を記載し、市補助金を活用した事業であることを明記してください。

9 申請書類の入手方法

- ・ 薩摩川内市ホームページ
- ・ 薩摩川内観光物産ガイド ところ
- ・ 薩摩川内市役所 本庁6階 観光物産課

1.0 お問合せ及び提出先

〒895-8650 薩摩川内市神田町3番22号

薩摩川内市役所 経済シティセールス部

観光物産課 食と物産グループ（本庁6階）

電話番号：0996-22-8115 音声案内後6232

受付時間：8時30分～17時15分（祝日等を除く月～金曜日）